

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1094	10941010	障害者を多数雇用する企業と契約する場合の随意契約範囲の拡大	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を越え、かつ第2号から第9号の要件に該当しない場合においても、障害者を多数雇用する企業(障害者を10人以上かつ法定雇用率の3倍の5.4%以上雇用する企業)に対しては、随意契約によることができるものとする。	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を越え、かつ第2号から第9号の要件に該当しない場合においても、障害者を多数雇用する企業(障害者を10人以上かつ法定雇用率の3倍の5.4%以上雇用する企業)に対しては、随意契約によることができるものとする。 それにより、障害者多数雇用事業所の事業活動を活性化させ、経営の健全化を図るとともに、障害者雇用へのインセンティブとなることにより、社会全体の障害者雇用率を向上させることができる。	全国及び当県の障害者雇用率は年々減少している。現行では、障害者を多く雇用する企業とそうでない企業との経済的アンバランスを調整する制度として、障害者雇用納付金制度があるが、障害者雇用へのインセンティブとして機能しているとは言い難い。 そこで、障害者雇用を促進するためには、現行のような経費補填の支援だけでなく、障害者を多数雇用する企業における事業活動を直接支援し活性化させることにより、企業経営の健全化を図るような制度改革(随意契約範囲の拡大)が必要である。 岐阜県の提案により、平成16年11月に地方自治法施行令が改正され、障害者福祉施設等からの物品の買入れ等について、随意契約ができることとされたが、一般法人(株式会社等)は対象から除かれた。真に障害者が健常者同等に自立した生活を確立するためには、一般企業等を含め広く就業が可能な社会の実現が必要であり、施行令改正の目的である「障害者福祉の増進」のためには、改正された内容では不十分であると考えられる。 よって、障害者を多数雇用する一般法人も含めた随意契約範囲の拡大を提案するものである。	新潟県	新潟県	随意契約範囲の拡大による障害者雇用促進プロジェクト	減少する障害者雇用率を向上させ、障害者雇用を促進させるためには、現行の障害者雇用納付金制度のような経費補填の制度だけでなく、企業における事業活動を直接支援し活性化させることにより、企業経営の健全化を図るような制度改革が必要である。 そのため、障害者を多数雇用する企業(障害者を10人以上かつ法定雇用率の3倍の5.4%以上雇用する企業)に対し、当県が発注を行う場合は随意契約によることができることとする。
1162	11621010	市町村長制の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている市町村長について、地域の実情に応じて、当該普通地方公共団体の議会の議員により行政事務の執行を担当する委員会を組織し、その中から代表者を選出し、その者を当該普通地方公共団体の統括代表者とし、その者が行政事務を執行する。その際、地方自治法上、「普通地方公共団体の長」に適用される行政事務の執行に関する規定は、原則適用されることとする。このため、地方自治法第139条に「市町村は、第2項の規定にかかわらず、市町村長を置かず、当該地方公共団体を統轄し、これを代表するとともに、事務を管理し、及びこれを執行する者として、当該普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された代表者をあてることことができる。」との改正を求める。	基礎的自治体の規模に応じて、組織形態を選択できるよう現行制度の弾力化を図り、行政の効率化や執行機関と議会が一体となったまちづくりを展開する。	去る6月10日に、第28次地方制度調査会において地方の自主性・自律性の拡大の在り方の中で、長と議会の二元代表制以外の多様な制度の導入について議論されたが、その具体的な内容と今後のスケジュールを示していただきたい。また、総務大臣から検討するよう事務当局に指示がなされたシティーマネージャー制度の導入について、現時点での検討状況と今後のスケジュールについて示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1162	11621020	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。	中央教育審議会での教育制度の見直しの一環として検討され、また、貴省が策定した平成17年度地方行政財政重点施策の中で、行政委員会等について見直しを検討しているが、その具体的な内容と今後の具体的なスケジュールを明確に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1162	11621030	基本構想の策定義務の廃止	地方自治法で市町村のみ策定が義務付けられている基本構想を、地域の実情に応じて策定義務を廃止する。	民意を反映しながら、社会経済環境の変化に柔軟に対応した行政運営を展開する。	これまでの基本構想の策定義務の廃止についての提案に対し、貴省は過去の提案に対して一貫して「基本構想の内容や表現方法については、市町村の自主的な判断によるものとされており、地域の実情に応じた対応が可能であり、現状においても当該提案趣旨を十分に達成することができる。」との見解を示すのみで、「策定義務の廃止」に対する貴省の見解を示せない理由を明確に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1172	11721010	地方自治法第235条の4第2項(債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができない。)	指定管理者の収入となる利用料金について、法律又は政令の規定だけでなく、本区の条例もしくは規則により、歳入歳出外現金として区が取り扱えるように特区構想にて規制緩和を行う。さらには、指定管理者の管理する施設の利用料金に対する還付についても、特区構想にて当該還付請求者を区の債権者とみなして支出が可能となるように規制緩和を行う。	指定管理者の収入となる利用料金について、歳入歳出外現金として区が取り扱えるように特区構想にて規制緩和を行い、現在行っている公の施設相互間で、区施設において指定管理者施設の利用料金の受領が可能となる環境を整える。また、指定管理者の管理する施設の利用料金に対する還付についても、特区構想で当該還付請求者を区の債権者とみなして支出が可能となる環境を整える。	本区ではサービス向上のため、公の施設相互間で他施設使用料の受領と利用承認を実施している。自治法改正で指定管理者制度が導入され、本区も積極的に活用していく方針だが、利用料金制を採用した場合、利用料は私人の現金となり、区直営施設では自治法第235条の4第2項により保管できないため、申請及び利用料の支払いは直接、当該指定管理者施設で行うことになり区民サービスの低下につながる。また、公の施設に係る使用料の還付についても、施設使用料等返還金支払基金を設け、基金の対象施設ならばどの公の施設においても還付請求を受け付け、その場で基金から還付金の支払いをすることとしていた。しかし、地方自治法第232条の5第1項の規定により、区の支出は、債権者のためでなければできないこととされているため、指定管理者施設の利用料に係る還付請求を区の直営施設で受領し、還付金を支出することができないことになる。そのため、還付金の支払いについても当該指定管理者施設においてのみ行うこととなり、区民サービスの低下につながる。そこで、特区による規制緩和を活用し、指定管理者の管理施設の利用料金を、条例・規則等で歳入歳出外現金として扱うことで、公の施設利用についてのサービスを維持・向上することが可能とするともに、指定管理者の管理する施設の利用料金に対する還付についても、当該還付請求者を区の債権者とみなして、支出することができるようにすることで、現在の公の施設に係る還付手続きについての区民サービスを維持を図る。	東京都	東京都墨田区	施設利用区民サービス向上特区	指定管理者の収入となる利用料金について、歳入歳出外現金として区が取り扱えるように特区構想にて規制緩和を行い、現在行っている公の施設相互間で、区施設において指定管理者施設の利用料金の受領が可能となる環境を整える。また、指定管理者の管理する施設の利用料金に対する還付についても、特区構想で当該還付請求者を区の債権者とみなして支出が可能となる環境を整える。
1174	11741010	地方自治法第203条の緩和	必要に応じ、附属機関の委員等への報酬の無報酬化	地方公共団体が任意に設置する附属機関に多くの市民に参加していただき、市民との協働によるまちづくりを進めていきたい。	地方自治法第203条では、地方公共団体が任意で設置する附属機関の委員等に対し、報酬を支給しなければならないと規定されている。今日のまちづくりは、あらゆる場面で市民と一緒に作った計画づくりや事業実施がされており、事業実施のための委員会等を設立すれば、全て報酬を支払わなければならない。参加する市民も報酬を目的として参加するのではなく、自分たちのまちを自分たちの手で行政と一緒にやっていくため参加しており、報酬の支払は市町村長の裁量により決定できるものであってほしい。	大分県	大分県日田市	市民協働によるまちづくり	地方自治法第203条では、地方公共団体が任意で設置する附属機関の委員等に対し、報酬を支給しなければならないと規定されている。今日のまちづくりは、あらゆる場面で市民と一緒に作った計画づくりや事業実施がされており、事業実施のための委員会等を設立すれば、全て報酬を支払わなければならない。参加する市民も報酬を目的として参加するのではなく、自分たちのまちを自分たちの手で行政と一緒にやっていくため参加しており、報酬の支払は市町村長の裁量により決定できるものであってほしい。
1230	12301010	地方自治法第十四条第3項による普通地方公共団体の条例に違反したものを行政処分として、公益作業を伴う罰則規定を設ける。	普通地方公共団体の条例を違反したものに対しては、「二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、過料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」とされていますが、地域美化環境を害したものに、条例で地域美化に関する公益作業に従事させることができる罰則規定を設けることができるようにする。	平成16年4月1日に施行した「多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」で規定する市民や事業者、イベント開催者等に対する義務規定に違反したものに、一定期間公益作業に従事させることにより、地域美化の大切さを身をもって学習する等の教育効果を期待し実施します。	地域美化環境の改善・維持のためには、全体的なモラルの向上が不可欠となります。美化環境の修復に関する公益作業に従事することにより、地域美化への意識改革を促し、過料を科すことよりも、美化環境を損なう行為を繰り返すことを防げると考えます。自らの意志により、公益作業に従事する制度を整備することにより、より一層の心理効果が期待できると考えます。	岐阜県	岐阜県多治見市	公益作業従事による美化推進のまちづくり	地方自治法により、普通公共団体の条例に違反した者に対し、過料を科すことは認められていますが、労働を伴う罰則規定を設けることは想定されていません。地域の美化環境を促進する場合、違反したものに過料を科しても、本人の意識や行動の改善はあまり期待できないばかりか、害された環境を修復するためにも公費を支出することになります。しかし、地域美化に関する公益作業に一定時間従事するという労働を科すことにより、美化環境維持の大切さや大切さを感じることができ、意識改革につながると考えられます。
1234	12341010	執行機関の条例による設置	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項によれば、普通地方公共団体の執行機関の設置は、法律によることとされている。本提案は、執行機関を条例により設置することを可能とするものである。	本市では、行政改革の観点から、苦情処理に限らず、行政改善の手法として、オンズパースンの設置を検討しているところである。また、職員による公益通報制度として、通報に基づき調査、勧告等を行う機関の設置を検討しているところである。これらの制度の実効性を高めていくには、高い独立性を持ち、独自の権限を持つ機関を設置する必要がある。しかしながら、現行法の枠組みでは、執行機関の附属機関として設置するしかないため、条例による執行機関の設置を可能とするよう提案するものである。	オンズパースン及び公益通報に基づき調査、勧告等を行う機関の設置手法として、執行機関と執行機関の附属機関とを比較すると次のとおりである。 (1)執行機関 執行機関は、その権限の範囲内で、自ら意思決定が可能であり、他の執行機関に対し、拘束力を持つことも可能である。また、その運営についても、独立性が担保される。そもそも、執行権限が一の機関に集中されることなく、複数の執行機関が設けられている趣旨は、権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期すとともに、住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保するためである。本提案の趣旨も、これと異なることはない。 (2)執行機関の附属機関 附属機関は、執行機関に対して、拘束力を持たず、その運営についても、独立性が無い。また、その設置目的については、調停、審査、諮問又は調査とされている。既に、多くの地方公共団体において、オンズパースン制度が設けられているが、これらについては、現行法の制限により、執行機関として設置することができず、首長の附属機関として設置されているところである。しかしながら、執行機関の附属機関として設置した場合、執行機関への拘束性、独立性を、法的に担保できない。また、オンズパースンや職員による公益通報については、首長部局に関する事案が多いと想定され、首長の附属機関として設置することは、公正性及び信頼性の確保の観点から最適とはいえない。 これらのことから、執行機関としての設置が必要であると考える。	岐阜県	岐阜県多治見市	執行機関の条例による設置	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項によれば、普通地方公共団体の執行機関の設置は、法律によることとされている。本提案は、執行機関を条例により設置することを可能とするものである。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1235	12351010	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	地方自治法第180条の7の規定を改正し、普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に委任できるようにする。	本市では、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務、スポーツに関する事務を市長部局で行うため、機構改革を行う予定である。しかしながら、地方自治法第180条の7では普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務については、長に対して委任できる規定になっておらず、長の補助機関たる職員等への事務委任、補助執行にとどまっている。 同法第180条の2では、長の権限に属する事務の一部の委員会又は委員への委任が認められているため、逆のケースも認められるべきであり、事務委任に基づき長が自ら規則を定めて責任を持って事務を執行することができるよう、同条の改正を行うものである。		岐阜県	岐阜県多治見市	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	本市では、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務、スポーツに関する事務を市長部局で行うため、機構改革を行う予定である。しかしながら、地方自治法第180条の7では普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務については、長に対して委任できる規定になっておらず、長の補助機関たる職員等への事務委任、補助執行にとどまっている。 同法第180条の2では、長の権限に属する事務の一部の委員会又は委員への委任が認められているため、逆のケースも認められるべきであり、事務委任に基づき長が自ら規則を定めて責任を持って事務を執行することができるよう、同条の改正を行うものである。
1098	10981010	土地開発公社が行う附帯的な業務に係る規制改革	大月市では、平成4年度から5年度にかけて、大月市土地開発公社に委託し、国鉄清算事業団用地を取得しております。当該用地につきましては、土地開発公社が駐車場として暫定活用を行っていましたが、暫定活用は国鉄清算事業団用地も含め概ね10年とされており、大月市が土地開発公社健全化計画を策定し土地開発公社から段階的に再取得を行っているところであり、しかしながら、昨今の厳しい行財政運営の中で、事業計画が思うように進まず再取得した国鉄清算事業団用地をそのまま保有しているのが現状であります。そこで、大月市としては、事業実施までの間、再取得した土地を駐車場として暫定的に利活用を図りたく、その管理・運営を土地開発公社に委託したいと考えております。しかしながら、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第1号の規定では、土地開発公社の業務はあくまで附帯的な業務であり、市有地である駐車場を土地開発公社が管理することはできないとのことでもあります。大月市といたしましては、市有地を公共の駐車場として提供し、住民サービスの向上を図ると共に、少しでも市の財源確保を図るため、管理・運営を土地開発公社に委託できるように、規制の改革を願うものであります。	土地開発公社から再取得した市有地を暫定的に公共の駐車場として提供し、住民サービスの向上を図ると共に、市の財源確保に務めたく土地開発公社に管理・運営を委託する。	大月市では、土地開発公社健全化計画を策定し、大月市土地開発公社が先行取得した用地を段階的に再取得しているが、昨今の厳しい行財政運営の中で、事業計画が思うように進まずそのまま保有しているのが現状である。そこで、事業を実施するまでの間は暫定的に市有地を公共の駐車場として提供し、住民サービスの向上を図ると共に、市の財源確保に務めたく土地開発公社に管理・運営を委託したいが、「公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第1号」の規定では土地開発公社の業務はあくまで附帯的な業務であり、市有地の管理・運営はできないとされているので規制改革を願いたい。	山梨県	山梨県大月市	土地開発公社が行う附帯的な業務に係る規制改革	大月市では、土地開発公社健全化計画を策定し、大月市土地開発公社が先行取得した用地を段階的に再取得しているが、昨今の厳しい行財政運営の中で、事業計画が思うように進まずそのまま保有しているのが現状である。そこで、事業を実施するまでの間は暫定的に市有地を公共の駐車場として提供し、住民サービスの向上を図ると共に、市の財源確保に務めたく土地開発公社に管理・運営を委託したいが、「公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第1号」の規定では土地開発公社の業務はあくまで附帯的な業務であり、市有地の管理・運営はできないとされているので規制改革を願いたい。
1176	11761010	土地開発公社保有地の賃借事業の範囲拡大に関する特例	平成17年2月に公有地の拡大の推進に関する法律施行令の改正により、同法第17条第1項第2号に規定する土地開発公社保有地の事業用借地権の設定が可能となり、同様に同法第17条第1項第1号に規定する公社保有地の事業用借地権の設定について拡大を求めるもの。	土地開発公社保有地は、海辺に面し、またJR駅に隣接し、さらに松島観光の玄関に位置しており、当該保有地を含めた区域について、地理的優位性を活用した総合的な整備を進めている。当該地区の土地利用について、産学官及び市民から構成する組織を設立して平成16年9月にランドデザインを策定したところであり、商業の振興、定住人口の増加、観光客の誘導による交流人口の拡大を図り、空洞化する中心市街地の再生を目指している。	このランドデザインに基づき、コーディネートを含めた参画事業予定者が決定したところであり、予定者からは事業用借地権の希望を受けている。先行取得を依頼した市の財政状況は、極めて厳しい状況にあり、支援措置を活用しての取得も困難な状況にある。一方で都市の再生に向け早急な事業展開が求められている。以上の状況から、法第17条第1項第1号に規定する土地開発公社保有地の事業用借地権の設定により、地域独自の魅力の創出に向けた取り組みに対する支援を求めようとするものである。	宮城県	宮城県塩竈市	中心市街地活性化特区構想(塩竈市「海辺の賑わい地区」整備事業)	宮城県塩竈市 中心市街地活性化特区構想(塩竈市「海辺の賑わい地区」整備事業) 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号用地の長期貸付に関する規制緩和 地方の中心市街地は、少子高齢化、人口減少、郊外型量販店の進出などによって言えば空洞化してきており、本市においては商圏の消滅など産業基盤が停滞しており、都市としての魅力を創出するために土地開発公社保有地を有効活用した中心市街地活性化事業の展開が急務となっている。地方の財政運営は、極めて困難な財政状況にあり、事業用借地権による長期賃貸についての措置を求める。
1064	10641010	地方公務員の自己都合による一定期間離職制度	一定期間経過後の再雇用を約した離職制度	事前の申し出により一定期間経過後(最長4年)に再雇用することを約して離職する制度を創設する。	民間企業の従事等職員の能力開発の機会を拡大するとともに勤務実績の優れた職員の確保に資するもの	神奈川県	神奈川県逗子市	地方公務員の自己都合による一定期間離職制度	民間企業の従事等地方公務員の能力開発の機会を拡大するとともに勤務実績の優れた地方公務員の確保に資するため、地方公務員がある程度長期(最長4年)にわたり公務を離れることができるよう、一定期間経過後に再雇用することをあらかじめ約して離職する制度を創設するもの。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1162	11621070	臨時職員の期間延長	地方公務員に係る臨時的任用事業の特例措置の第1号中「当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ」を削り、第3号中「の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等」を削る。	個別の自治体の実態に即した、柔軟な臨時的任用を可能にし、雇用の拡充を図りながら、歳出の総額を抑制する。	平成15年11月28日に認定された特例措置は、認定を受けた後に任用する臨時職員について適用され、認定を受ける前に任用している臨時職員には適用されない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1162	11621080	地方公務員の勤務条件の弾力化	地方公務員法第24条第5項中「当たつては」の次に「地域の実情に応じた自主性が発揮されるとともに」を加える。	地方公務員の勤務条件の弾力化により、多様な人材と協働して自治体を運営し、人件費の抑制を図る財政構造改革を進める。	平成16年6月の地方公務員法の改正により、勤務条件の一部緩和が図られたところである。しかし、このような限定的な緩和ではなく、現在、月曜日から金曜日までの5日間において1日8時間の勤務を一律に割り振るのではなく、民間企業のような柔軟な勤務条件を可能とすることにより、自治体の効率的な運営と全国311万人にも及ぶ地方公務員の総人件費の抑制を図ることができる。なお、「骨太方針2005」に国家公務員をモデルとする勤務条件の弾力化について、早期に検討すると盛り込まれている。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1162	11621090	一般職員の任期付採用条件の弾力化	地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律第4条第1項中「職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「前条第1項各号」とあるのを「前条第1項」に改める。	現在の厳しい財政状況と将来の行政運営を勘案し、一般職員の任期付採用条件の弾力化により、雇用の創出と地方自治体の財政構造改革を進める。	平成16年6月に、地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律が改正され、一定期間で終了することが見込まれる業務及び一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に限り、採用することができることとされた。しかし、この条件の下では、国の政策に左右される地方自治体の現状では、業務の特定をすることは困難であり、柔軟な運用を図ることができない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1236	12361010	遠距離徒歩通勤奨励手当の創設特区構想	本市では2km以上の徒歩通勤者についても通勤手当を支給しているが、先般総務省より国家公務員に準じてこれを廃止するよう要請を受けたところである。しかしながら、本市としては、地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進、などの観点から、むしろ徒歩による通勤を推奨すべきであると考えているところ。このような片道2km以上の遠距離徒歩通勤者に対して、マイカー通勤者とせめて同額(むしろ同額以上)の手当が支給可能となるよう制度の新設・改善を望むもの。なお、本市職員のマイカー通勤者は全職員の約8割を占めている。	地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進、などの観点から、2km以上の徒歩のみの通勤を常例とする職員については、遠距離徒歩通勤奨励手当を創設し、マイカー通勤者の通勤手当と同額(むしろ同額以上)の手当が支給できるよう制度の新設・改善を望むもの。	自動車等の交通用具を使用することを常例として通勤する職員と比較し、地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進などの観点から、敢えて徒歩通勤を選択する者の考え方の意義は大きい。また、このような施策を推進すべきものと考えているため。	岐阜県	岐阜県多治見市	遠距離徒歩通勤奨励手当の創設特区構想	本市では2km以上の徒歩通勤者についても通勤手当を支給しているが、先般総務省より国家公務員に準じてこれを廃止するよう要請を受けたところである。しかしながら、本市としては、地球環境への負荷軽減、交通渋滞緩和、健康増進、などの観点から、むしろ徒歩による通勤を推奨すべきであると考えているところ。このような片道2km以上の遠距離徒歩通勤者に対して、マイカー通勤者とせめて同額(むしろ同額以上)の手当が支給可能となるよう制度の新設・改善を望むもの。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1061	10611010	住民基本台帳の大量閲覧禁止	住民記録の閲覧を禁止し、特例として公用、公益の場合に認めると市条例で定めることができるようにする。	条例等により、閲覧を原則禁止とする。ダイレクトメール等の利便性を求める市民には事業者への登録機会を与える。	住民基本台帳法で何人でも台帳を閲覧できるとなっているため、これを利用した犯罪の発生や、迷惑なダイレクトメールが届いたりする。これらのことは情報公開と個人情報保護をセットに積極的に推進を図ってきた本市では市民の関心も高い。こうしたことから、プライバシーは自己コントロール権のもとに管理されるべきとの考えから住民基本台帳の閲覧を制限するものである。	神奈川県	神奈川県逗子市	住民基本台帳の大量閲覧禁止	住民基本台帳法で何人でも台帳を閲覧できるとなっているため、これを利用した犯罪の発生や、迷惑なダイレクトメールが届いたりする。これらのことは情報公開と個人情報保護をセットに積極的に推進を図ってきた本市では市民の関心も高い。こうしたことから、プライバシーは自己コントロール権のもとに管理されるべきとの考えから住民基本台帳の閲覧を制限する代わりに事業者による利便性を受けたい人にはその機会を提供するもの。
1208	12081010	住民票の写し等をはじめとする各種証明書交付事務を民間事業者へ委託可能	各種証明書交付事務を民間事業者へ委託可能とする。 住民票の写し等 戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書 印鑑登録証明書 府市民税(所得・課税)証明書 固定資産課税台帳記載事項証明書 納税証明書 軽自動車納税証明書(継続検査用) 年金現況証明書	新たに設置する公の施設には、生涯学習機能をメインとして、市民ニーズの高い住民票の写し等各種証明書発行を行う駅前サービスコーナーを併設予定。当該施設の管理運営等は指定管理者制度を活用し、指定管理者指定の議決を得た民間事業者を指定し、委任予定。さらに、各種証明書の発行業務を民間事業者へ委託することにより、民間ノウハウを活かした良質の市民サービス提供が可能となる。	特区第五次提案において本市が行った提案内容は、各種証明書発行事務を地方議会で指定管理者指定の議決を得た民間事業者に対して委任するというものであったが、国からは「対応不可」との回答があった。その理由は、行政行為の民営化不可と守秘義務の必要性の二点であると解している。しかしながら、指定管理者に対しては「許可行為」が認めらるる等行政行為にまで踏み込んだ法整備がなされたところであり、また守秘義務についても個人情報の保護に関する法律が整備される等個人情報の取扱についての官民格差はないと考える。本提案は各種証明書発行事務を担う市町村が、現場において民間に委託することに問題なしと感じているところであり、公の施設の全ての業務が民間に運営委託出来るように提案するものである。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスコーナー民営化特区	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能をメインとした公の施設を開設します。当該施設は、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委託することができません。そこで、各種証明書の発行等について民間事業者が委託実施できるよう提案するものです。
1146	11461010	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除	(仮称)足立区リエゾンセンターを国立大学法人東京芸術大学が無償で使用できるよう、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定を除外したい。	誘致した東京芸術大学を中核に千住地区に集積した文化・芸術に関するコンテンツの連携を進める。東京芸術大学の持つ世界的な人的リソースを活用した協働・連携による市民講座や音楽教室などの開催を通じ、区民の心の豊かさや誇りを向上させつつ千住を全国に名だたる文化の発信拠点としていく。 区民やNPO、企業、大学の協働による、文化・芸術コンテンツの連携・融合を主体としたプラットフォームを完成させ、文化振興、創業、起業等による地域経済の活性化を図る。	自治体では、少子化による学校の統合により生じた、廃校舎などの資産を有効に活用することで地域を活性化することが求められている。一方、国立大学法人においても法人法の施行により、地域連携・地域貢献が本来業務となり、活動拠点の確保、卓越した研究教育拠点としての場の確保等が課題となっている。しかし、自治体、国立大学法人はともに、折からの財政難により、潤沢な資金を投入し、単独で課題を解決ことは困難な状況にある。このため、使命を全うした学校施設を最小限の費用で(仮称)足立区リエゾンセンターとして再生し、東京芸術大学に貸し付けることは、地域連携・地域貢献といった新しい大学機能の充実とともに、区の活性化にも繋がっていく。また、この取り組みは、コンテンツビジネス振興、雇用対策、都市再生における廃校舎の有効活用など、国の施策にも合う内容である。	東京都	東京都足立区	文化産業・芸術新都心構想	「シアター1010」「東京芸術センター」ほか、千住地区では文化・芸術施設の整備が進んでいる。(仮称)足立区リエゾンセンターは、集積するコンテンツのリエゾン(連携)を目的として整備し、誘致する東京芸術大学によりコンテンツの更なる集積と連携を進める。これにより、区民やNPO、企業、大学の協働による、文化・芸術コンテンツの連携・融合を主体としたプラットフォームを完成させ、文化振興、創業、起業等による地域経済の活性化を図る。また、東京芸術大学の持つ世界的な人的リソースによる、各種講座や音楽教室等の開催を通じ、区民の心の豊かさや誇りを向上させつつ、千住を全国に名だたる文化の発信拠点としていく。
1162	11621040	予算単年度主義の廃止	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第208条を「市町村の条例で定める。」に改正し、同法第210条に「又は条例の定めるところにより、一会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に編入しなければならない。」を加え、同法第211条第2項中「政令で定める」を「条例で定める」に改め、同法第212条及び第213条を削り、同法第214条中「、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、」を削り、同法第215条、第216条、第220条及び第233条中「」を「市町村の条例で定める」に改める。	歳出の総額を抑制し、長期的な視点に立った政策的な予算配分を行う。	国では、複数年度予算のモデル事業の実施を全府省に拡大することとしている。これは、貴省が示す債務負担行為や繰越明許費制度の活用とは異なる本来的な複数年度制度を導入するものである。現行の予算単年度主義は、後年度や将来を踏まえた計画的な予算管理のインセンティブが働く制度となっていないため、三位一体改革の趣旨を踏まえ、地方が自立するためにも、中長期的な視点に立った複数年度予算に転換し、予算の自己管理を行うことにより、国及び地方の歳出の総額を抑制することが可能となる。併せて、複数年度予算のモデル事業の実施状況を具体的に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1121	11211010	草加市においては、地方税の納付手段として不動産による物納を可能とする。	草加市においては、固定資産税と国民健康保険税の納付手段として不動産による物納を可能とする。	草加市においては、固定資産税と国民健康保険税の納付手段として不動産による物納を可能とする。いずれ滞納処分として差押えをし公売せざるを得ない不動産については、延滞金が膨らむ前に自主的な納付としての物納を認めるべきであると考え、提案するものである。	地方税の納付手段を現金・証紙・口座振替・証券に限定している地方自治法施行令は自治体財政の健全な運営を担保するためのものと承知しているが、本市における納税者を取り巻く環境に適応できない側面が見受けられるようになってきた。現在、草加市においても、保有する不動産の活用がうまくいわずに多額の固定資産税や国民健康保険税をやむなく滞納している市民の方が少なからずおられる。これらの方々は高い納税意欲と不動産をお持ちであるにもかかわらず、現金の持ち合わせがないために、不動産の売却にも行き詰まり大変に困惑した状態で納税相談にお越しになられる。現状では分割による納付で対応しているが、税額が高額であるため完済する見込みを立てることすら困難であり、市民の方が必ずといって良いほど希望されるのが不動産による物納である。市としても、いずれ滞納処分として差押えをし公売せざるを得ない不動産であるならば、延滞金が膨らむ前に自主的な納付としての物納を認めたい。	埼玉県	埼玉県草加市	みんなが納得・納税推進(不動産物納)	現在、草加市においては、保有する不動産の活用がうまくいわずに多額の固定資産税や国民健康保険税をやむなく滞納している市民の方が少なからずおられる。これらの方々は高い納税意欲と不動産をお持ちであるにもかかわらず、現金の持ち合わせがないために、不動産の売却にも行き詰まり大変に困惑した状態で納税相談にお越しになられる。現状では分割による納付で対応しているが、税額が高額であるため完済する見込みを立てることすら困難である。市としては、いずれ滞納処分として差押えをし公売せざるを得ない不動産であるならば、延滞金が膨らむ前に自主的な納付としての物納を認めたい。
1122	11221010	市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づける	草加市においては、市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求める際に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。	草加市においては、市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求める際に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。市民から選ばれ、市民の代表として市政を負託されようとする者が当然に納税の義務を果たしていることを明らかにすることにより、市政の信頼度と納税意欲の向上をはかろうとするものである。	草加市では、入札への参加を希望する者に対して「法人市民税」及び「消費税・地方消費税」の納税証明書等の提出を義務づけている。市民からお預かりした税を財源とする事業に携わり、そこから収益を得る以上、自らも市民としての義務を果たすことが当然の前提との考えによるものである。まして、市民の代表として選ばれて市長を志す者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員としての責務に就こうとする者ならば、この義務を果たしていることを前提とすべきであると考え、また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上にもつながると期待できる。	埼玉県	埼玉県草加市	みんなが納得・納税推進(公職者納税証明)	草加市においては、市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。市民の代表として選ばれて市政の負託を受け、報酬を受ける市長を志す者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員としての責務に就こうとする者ならば、納税の義務を果たしていることを前提とすべきである。また、この点を市民に明らかにすることにより、市政への信頼度が高まり、納税意欲の向上にもつながると期待できる。
1123	11231010	草加市においては、滞納者に限って、一定の条件のもとに市税の納付手段として切手・商品券等、換価性の高い証券による物納を可能とする。	草加市においては、滞納者に限って、一定の条件のもとに市税の納付手段として切手・商品券等、換価性の高い証券による物納を可能とする。	草加市においては、滞納者に限って、確実に現金に換わる証券についても、一定の条件のもとにこれを納税対象とすることを認め、徴収活動の効果を高め、納税意識の向上をはかろうとするものである。	草加市では、市長直属の収納向上担当特命職を設け、係長級以上の全職員による臨戸徴収を行うなど、滞納の防止と収納率の向上を図っているところであるが、その効果を高めていくため、一定の条件のもとに切手・商品券等で確実に換価できる証券による物納を可能としたい。昨今、カード社会の進展や防犯上の問題等により、まとまった現金を所持せず、若しくは自宅に置かない傾向が強まっている。このため、臨戸徴収活動においては、訪問時の督促を通じて支払いの意思を示すものの、後日対応とせざるを得ないケースが大半を占め、徴収活動の成果をあげることが困難な状況にある。また滞納は、原動機付自転車に係る軽自動車税等、税額が比較的小さいものが多数を占めており、その徴収活動の効率的執行も大きな課題である。そこで、確実に現金に換わる証券についても、一定の条件のもとにこれを納税対象とすることを認め、徴収活動の効果を高め、納税意識の向上をはかろうとするものである。滞納者が自ら金券ショップ等で換金してから納税すれば良いとのご意見もあろうかとは思いますが、高齢者等で自ら換金することが困難なケースもある。また、現場対応としては、滞納者が何らかの支払い意思を示した時点で速やかに受領できる態勢を用意しておかなければ、徴収実績にはつながりにくい。現金でなくとも幅広く受け入れられることを明らかにすることにより、即効的な徴収効果を得られ、また、こうした取組みによる心理的効果を通じて、納税義務意識を高めることにもつながると考えられる。さらに、滞納者の中にも、商品券等を未使用のままタンスの肥やしとしているケースが少なくないと思われることから、納税促進効果のほか、商品券等の流通を活性化させ、地域経済の活性化にも資することができるものと考えられる。なお、受領時における換価性とその価額の確認等については、その手続き等に万全を期すものである。またその換価額は、証券記載の額面を下回るものとする考えである。	埼玉県	埼玉県草加市	みんなが納得・納税推進(商品券納税)	昨今、カード社会の進展や防犯上の問題等により、まとまった現金を所持せず、若しくは自宅に置かない傾向が強まっている。このため、臨戸徴収活動においては、訪問時の督促を通じて支払いの意思を示すものの、後日対応とせざるを得ないケースが大半を占め、徴収活動の成果をあげることが困難な状況にある。そこで、確実に現金に換わる証券についても、一定の条件のもとにこれを納税対象とすることを認め、徴収活動の効果を高め、納税意識の向上をはかろうとするものである。なお、受領時における換価性とその価額の確認等については、その手続き等に万全を期すものである。またその換価額は、証券記載の額面を下回るものとする考えである。
1125	11251010	草加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に賦課される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。	草加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に賦課される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。	草加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に賦課される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。税の減免は毎年度の本人からの申請に基づくべきであるとの基本姿勢は理解しているが、障害者に対する減免制度の趣旨を活かすため本提案を行うものである。	草加市では、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車について、当該身体障害者等が健全な者に伍して社会生活を営むことのために不可欠の生活手段であることから、税制上の配慮として軽自動車税を減免しているところである。ところで、軽自動車税の減免を規定する地方税法第454条に明記されてはいないが、減免を受けようとする場合には毎年度の減免申請が必要であると解されている。同条に記述のある、天災や貧困によって一時的に担税力を喪失した者については、当該事情を克服することで担税力を回復できるため、当該年度における担税力の有無を確認するために毎年度の減免申請が必要であることも理解できる。しかし、軽自動車税の減免を受けられる程度の身体の障害は、これが劇的に改善される可能性は著しく低く、毎年度、障害の程度を確認する必要があるとは思えない。しかも、軽自動車税の税率は決して高額であるとは言えない(税率1,000円～7,200円)ため、減免申請に来庁する身体的負担と比較した結果、減免を受けることを断念される方もおられる。そこで草加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に賦課される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。	埼玉県	埼玉県草加市	みんなが納得・納税推進(軽自動車税減免)	軽自動車税の減免を受けられる程度の身体の障害は、これが劇的に改善される可能性は著しく低く、毎年度、障害の程度を確認する必要があるとは思えない。しかも、軽自動車税の税率は決して高額であるとは言えない(税率1,000円～7,200円)ため、減免申請に来庁する身体的負担と比較した結果、減免を受けることを断念される方もおられる。そこで草加市においては、身体障害者あるいは身体障害者と生計を一にする者が使用する軽自動車に賦課される軽自動車税について、当初の1回のみ減免申請を行えば翌年度以降も減免を継続できるものとする。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1062	10621010	無線局の識別信号(呼出呼称)が一つと定められていることの緩和	無線局の識別信号(呼出呼称)を、一免許に対し、複数設定する。	防災行政用無線局について、放送内容に応じ、防災放送用の識別信号「ぼうさいずし」と一般行政送用の識別信号「こうほうずし」を併用するもの。	現在、識別信号は1種類であり、一般行政放送と災害等非常事態に関する放送とを、放送の冒頭で差別化し強調して放送することができない。その結果、市民の混乱につながっている状況がある。しかし、防災行政用無線は市民への有効な情報伝達手段であることから、今後は、防災情報に加え、一般行政放送にもより広く利用していきたいと考えている。このことで、市民の混乱がより多くなることが予想されるため、放送内容に併せて識別信号を使い分けられるようにするもの。	神奈川県	神奈川県逗子市	防災行政無線の多目的利用計画	まちづくりを市民とともに展開するには、また、市民に広く行政サービスを提供していくには、積極的かつタイミングを計った情報提供が必要である。そのために、これまでも広報誌やインターネット等、多くのメディアを活用して市民に情報提供し、参加を促しているが、どのメディアにもメリットと同時にデメリットがある。その不足を補うためにも、速報性、伝達性に優れた無線放送という手段は大いに有効であるから、防災行政無線を、防災情報に加え、広く一般行政情報にも積極的に活用していく。
1072	10721010	コミュニティFM放送局による出力上限基準の緩和	コミュニティFM放送局の出力上限である20Wを規制緩和することにより、市内全域においての受信が可能となるレベルまでの出力増強を図る。	出力増強を実現することにより、コミュニティFM放送局において受信エリアを拡大した地域コミュニティ放送事業の実施	現行法上における出力上限(20W)では、受信エリアが市内の一部に限られることから、出力増強により市町村合併後の拡大した市域におけるより広範なエリアを対象とする放送サービスの展開を図るため	新潟県	新潟県柏崎市	「柏崎市安心・安全まちづくり宣言」特区構想	中越大地震等の災害時等において、防災行政無線と同様の内容を放送することにより、防災行政無線を聞き逃した場合や、車での移動中または車中避難等の際、住民への有効な情報伝達手段であることが改めて認識されたコミュニティFM放送局のさらなる有効活用を図るため、出力増強が可能となるよう規制緩和を求める。
1189	11891010	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和	コミュニティ放送の出力規制を緩和することによる災害時に市民へきめ細かい生活情報等を伝えるなどして、防災体制の強化を図ります。	災害時に小樽全域の市民を対象に、安否確認から電気、ガス、水道などのライフラインや避難所の情報、学校・授業の再開状況、銭湯やコインランドリーなどの生活情報をきめ細かく放送することが、二次災害を未然に防ぐことに繋がります。このように緊急時に防災無線と相互に補完してのコミュニティ放送の役割は、今後ますます重要といえます。小樽の地形形状の理由から、現在の20Wでは難聴地域(銭函・桂岡・塩谷・忍路・蘭島)がありますことから、50Wに増強して、難聴地域を平時の時から解消し、突然の災害に対応できる地域防災体制の確立を図るものです。	新潟県中越地震や昨年9月の台風18号において、コミュニティ放送は災害緊急放送をはじめ、被災者はもとより市民の生活のための重要な情報を迅速に伝えるライフラインとして大きく機能しました。災害の発生直後には、停電によりテレビが視聴できず、携帯電話も通じにくい中において、最新情報はラジオでしか得られなかった方も多く、「災害に強いラジオ」といえます。特に小樽では、山坂が多いことや行政区域が細長い地形上ということもあり、難聴地域(銭函・桂岡・塩谷・忍路・蘭島)が存在する現状にありますので、20Wを50Wへ出力を上げることにより、難聴地域を解消し、住民の安全・安心な地域防災体制の確立に貢献するものです。	北海道	株式会社エフエム小樽放送局	コミュニティ放送防災特区	災害時に小樽全域の市民を対象に、安否確認から電気、ガス、水道などのライフラインや避難所の情報、学校・授業の再開状況、銭湯やコインランドリーなどの生活情報をきめ細かく放送することが、二次災害を未然に防ぐことに繋がります。このように緊急時に防災無線と相互に補完してのコミュニティ放送の役割は、今後ますます重要といえます。小樽の地形形状の理由から、現在の20Wでは難聴地域(銭函・桂岡・塩谷・忍路・蘭島)がありますことから、50Wに増強して、難聴地域を平時の時から解消し、突然の災害に対応できる地域防災体制の確立を図るものです。
1209	12091010	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限20Wを緩和し、50Wにする。	防災・災害情報を住民にいかに迅速、的確に提供するかは大きな課題である。本市は海に面し、地震確率が高い地域とされ、離島、河川があり、地震、津波、水害などの災害がいつ発生してもおかしくない地域である。そのため、本市では防災・災害対策を重視しているが、一番重要な住民に対する防災・災害情報提供については、防災無線、広報車等様々な手段がある中、その一つとして地域に密着し迅速な情報提供が可能なコミュニティ放送の活用を非常に有効と考えている。現在でも災害・行政情報の提供などは行っているが、聴取範囲が市内平野部に限られている。離島を抱え、11月には周辺3町と合併することになっており、今後はより広範囲な情報提供が必要となる。そこで、コミュニティ放送の出力上限を50Wに緩和すれば、離島及び新市の平野部全域をカバーすることができ、災害時におけるコミュニティFM局と連携強化、情報提供のシステム化、市の災害対策本部から直接緊急割込放送の実施、国・県機関をも巻き込んだコミュニティ放送による総合的な災害情報提供などの事業が可能になる。	前回の最終回答に対して、 急激な地域的・社会的変化は具体的に何を指すのか不明確 以下が地域的・社会的変化と考える。 ・災害が多発する中で、災害時の情報提供におけるコミュニティ放送の役割、有効性が実証され、社会的な認知を受け初めている。 ・本地域における1市3町の合併による行政区域の拡大 ・国の調査により本市を縦断している庄内平野東縁断層帯における地震予想で、地震規模、発生確率が全国でも高いことが判明(地域的な状況変化) ・コミュニティ放送は市町村全域を対象とするものでない。 ・機能の集積や施設の整備状況を勘案して地区町村の一部を放送対象地域とするとのことであるが、明確な基準ではなく広い解釈も可能であり、広い区域を想定していただき出力アップをお願いしたい。 ・上記社会的変化や地域性を考慮して検討、解釈していただき、一定の条件を付したとしても、まずは試験的に特区として実現が可能ではないかと考える。	山形県	酒田市、酒田エフエム放送(株)	地域防災情報提供特区	全国で災害が多発する中で、本市は国の調査で地震発生率が高いとされ、海に面し、飛鳥、最上川などがあり、地震、津波、河川の氾濫など正に想定されるすべて災害がいつ発生してもおかしくない地域である。そのため、防災対策は非常に重要で住民に対していかに迅速に正確かつ的確な災害情報を提供するかが課題であり、情報伝達手段の一つとして地域に密着したきめ細かな情報提供が可能なコミュニティFM放送の活用は非常に有効であると考えているが、聴取範囲が限られており離島への情報提供及び11月の周辺3町との合併による広域化もあり、コミュニティ放送の出力の上限を20Wから50Wに緩和し防災・災害対策の強化を図るもの。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1030	10301010	簡易郵便局の行政コンピニ化	「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により日本郵政公社ではない簡易郵便局においては、「住民票の写し等」の交付を市町村が委託することができない。この規制を撤廃することにより、簡易郵便局においても「住民票の写し等」の交付を委託を可能にする。	簡易郵便局において「住民票の写し等」を交付できるようにすることにより、現在市役所支所までも往復で2時間近く費やし、本庁までとなると2時間以上時間がかかることが大きく軽減でき、過疎地域における高齢者の負担を減らし、行政サービスの平等性ならびに向上を目指すものである。	簡易郵便局は、日本郵政公社の委託を受けた者が郵便事業を行っているところであり、日本郵政公社ではないため市町村が「住民票の写し等」の交付事務を委託することができない。	滋賀県	滋賀県高島市	簡易郵便局の行政コンピニ化構想	滋賀県高島市のうち旧朽木村は、過疎地域の指定を受けている区域である。これらの地域からは、行政サービスの拠点である市役所までは遠距離であり、高齢者にとってはかなりの負担となっている。こうしたことから、市においては地域に細かく配置されている郵便局に着目し、行政サービスの委託を考えているところであるが、手始めとする「住民票の写し等」の交付について、現在の法令では簡易郵便局での取扱いができないこととなっており、大きな障害となっているところである。これを可能にし、簡易郵便局を行政コンピニ化することにより高齢者への負担を減らし、過疎地域における行政サービスの向上を目指すものである。
1233	12331010	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	平成13年に成立した「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」(以下「郵政官署法」という。)では郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務が限定されている。本市の地区事務所を取り扱う57事務のうち、郵政官署法第2条の郵政官署において取扱いできる事務及び郵政官署法によらなくても取扱い可能な事務を除く、28事務(特記事項)について構造改革特区により事務の範囲を拡大し地区事務所事務を特定郵便局に委託できるようにすることで行政機関の合理化を図る。	人口106,000人、面積77,95平方キロメートルの本市は、市内に10箇所のサービスセンター(地区事務所)を設置しおり、61事務を取扱い、平成16年度では年間12万件の利用があった。しかしながら、効率的な行政運営の視点から整理統合が必要となりサービスを低下させない方策として特定郵便局への委託を検討しているなかで、構造改革特区(第2～6次提案)に応募したが、指定を受けるまでに至っていない。第2次提案時において指摘された意見により戸籍届書の受理、死産届の受付、埋火葬許可証の交付を特区対象事務から外すとともに、第4次提案時において国民健康保険証の作成交付を外すなど検討を重ねている。本市が取扱う61事務のなかで前述の4事務を除く(57事務のうち、郵政官署法で取扱いできる事務及び郵政官署法によらなくても取扱い可能な事務を除く28事務(特記事項欄に記載)について、構造改革特区により事務の範囲を拡大し、地区事務所事務を特定郵便局に委託することで自治体事務の合理化を図るものである。	住民サービスの向上と行政機関の合理化を目的とする郵政官署法が成立し、地区事務所、地区サービスセンター等が十分に整備されていない市町村においては住民サービスについて格段の向上が図られるようになった。しかしながら、本市のように郵便局と同じように細かく地区事務所を設置している市町村においては、住民サービスの向上と行政機関の合理化という両側面の実現を目的とした郵政官署法の趣旨が生かせない状況にある。そこで、郵政官署法の規制を緩和することで、取扱量の少ない地区事務所と特定郵便局が支えあえる仕組みを実現し合理化を図るものである。	岐阜県	岐阜県多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	年間に人口の1.2倍もの市民に利用されている地区事務所の市民サービスを低下させることなく整理統合するため、郵政官署法で取扱うことのできる事務の範囲を拡大し、地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図る。
1120	11201010	被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限って「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油する」ことを認める。	現在の消防法では禁止されている「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油する」ことを、被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限って認めていただきたい。	現在の消防法では禁止されている「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油する」ことを、被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限って認めていただきたい。	大規模災害発災時に各都道府県毎に30台から50台程度の消防車及び救急車を集結する緊急消防援助隊は、昨年10月の新潟県中越地震においてもその役割を發揮したところであるが、被災地で活動する援助隊の頭を最も悩ませたのが車輛燃料(ガソリン)の確保であった。当然の事ながら、緊急車輛といえど燃料なしでは身動きがとれない。しかし、被災地の給油取扱所(ガソリンスタンド)には、限られた量の燃料しかなく、停電等で供給能力も低下している。いかに緊急援助のためとはいえ、被災地の住民が生活に必要な燃料を入手しようと並んでいる給油取扱所の長蛇の列に、何十台もの緊急車輛が加わるとは心苦しい限りである。しかも、給油取扱所まで往復し給油の順番を待つ時間は、一刻を争う救命救助活動の大きな妨げとなっている。ましてや、被災地の給油取扱所が重大な損傷を受けていれば、給油は不可能であり、援助隊は宝の持ち腐れとなりかねない。このことから、被災地住民の生活を優先し、かつ円滑な緊急援助活動を実施できるよう、「移動タンク貯蔵所(タンクローリー)から車両にガソリンを直接給油する」ことを、被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限って認めていただくよう、規制の改革を提案するものである。なお、草加市においては、消防職員のうち75人が危険物取扱者資格を保有しており、また、援助隊は消防車・救急車を中心に編成され、隊員は各自治体の消防職員である。従って、河原や公園・学校の校庭などを移動タンク貯蔵所の設置場所とし、給油作業は危険物取扱者資格を有する者のみが行うことで、安全を確保できるものとする。	埼玉県	埼玉県草加市	「燃料自給型」緊急消防援助隊	被災地の給油取扱所(ガソリンスタンド)には、限られた量の燃料しかなく、停電等で供給能力も低下している。いかに緊急援助のためとはいえ、被災地の住民が生活に必要な燃料を入手しようと並んでいる給油取扱所の長蛇の列に、何十台もの緊急車輛が加わるとは心苦しい限りである。しかも、給油取扱所まで往復し給油の順番を待つ時間は、一刻を争う救命救助活動の大きな妨げとなっている。このことから、被災地住民の生活を優先し、かつ円滑な緊急援助活動を実施できるよう、「移動タンク貯蔵所から車両にガソリンを直接給油する」ことを、被災地における緊急消防援助隊(訓練時を含む)に限って認めていただきたい。
1150	11501010	第1種事業所における防災資機材備付基準の緩和	海域に接する第1種事業所(石油貯蔵取扱量1万kL以上)のうち、係留施設をもたず、かつ海域から十分離れた場所に流出油等防止堤を設置し、施設の配置上でも危険物が海上へ流出する恐れが無いと認められる事業所についてのオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備付義務の免除	海域への漏油の可能性が著しく低い第1種事業所におけるオイルフェンスおよびオイルフェンス展張船に要する費用の削減	石油貯蔵取扱量1万kL以上の第1種事業所については、事業所の一部が海域に接するだけでオイルフェンス等の設置を義務付けられており、総務省の見解でも石油貯蔵場所がいくら海域から離れていても、事業所が海域に接していれば海上漏洩のリスクは小さくないとのことである。しかし流出油等防止堤を海域から十分離れた場所に設置した場合、施設配置・石油貯蔵量・排水系統の状況によっては災害時における海上への油流出の可能性は限りなくゼロに近く出来るものと考えます。本提案は、そういった状況を踏まえた上でのオイルフェンスならびに同展張船設置義務の免除を求めるものであります。	大阪府	関西電力株式会社堺港発電所	第1種事業所における防災資機材備付基準の緩和事業	第1種事業所のうち、石油を取扱う係留施設を持たず、かつ流出油等防止堤が海域から十分に離れた場所に設置され、施設の配置状況により危険物が海上へ流出する恐れがないと認められる第1種事業所についてのオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備付義務の免除

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1158	11581010	消防法施行令第44条ただし書の総務省令で定める場合の範囲の拡大(消防法施行規則第50条の改正)	救急隊の編成人員は原則として3名、一定の条件下での転院搬送は2名と定められているが、転院搬送以外の場合であっても傷病者の緊急度・重症度に応じて、2名での運用を可能とするもの	現行、救急自動車1台と救急隊員3名で編成されている救急隊を、救急自動車1台と救急隊員2名及び軽自動車ベースの小型車1台と救急隊員2名のペア編成とし、救急自動車の進入が難しい道路狭隘地域等への迅速な対応を可能にするともに、傷病の程度が軽く、救急車内での高度な応急処置が不要な場合は、救急自動車1台と救急隊員2名により医療機関へ搬送する等により、より効率的な救急業務を実施していこうとするものです。	救急自動車が進出できない狭隘道路等が多く存する地域性や、応急処置等の範囲の拡大・高度化の推進に伴い、救急隊と消防隊が連携活動を実施することにより、緊急度・重症度の高い傷病者に対し、一刻も早く蘇生処置等の適正な応急処置を実施することにより、救命率の向上を図るとともに、限られた人的資源を緊急度に応じて合理的に投入することにより、救急業務の効率化を図るため。	神奈川県	神奈川県横浜市	よこはま救急改革特区	現行、救急自動車1台と救急隊員3名で編成されている救急隊を、救急自動車1台と救急隊員2名及び軽自動車ベースの小型車1台と救急隊員2名のペア編成とし、救急自動車の進入が難しい道路狭隘地域等への迅速な対応を可能にするとともに、傷病の程度が軽く、救急車内での高度な応急処置が不要な場合は、救急自動車1台と救急隊員2名により医療機関へ搬送する等により、より効率的な救急業務を実施していこうとするものです。
1202	12021010	大分港大在コンテナターミナル施設における危険物の屋外での仮貯蔵に係る消防法上の規制の緩和	大分港大在コンテナターミナル施設内において、危険物(二酸化炭素)のタンクコンテナを積載船への入港までの2~3日屋外で仮貯蔵する場合の消防法上の規制の緩和を求める。	大分港大在コンテナターミナル施設内での危険物の屋外での仮貯蔵の規制の緩和により、現在国内唯一の二酸化炭素製造メーカーの大分港から海外への製品輸出が増加するとともに、類似製品製造メーカーの大分港からの出荷貨物利用が促進され、県内メーカーや物流企業の活動の活性化による地域産業の振興が図られる。	危険物(二酸化炭素)保管に関する消防法上の規制は、現在の安全性を充たした150コンテナといわれるタンクコンテナを想定していないと懸念される。また、大分港の仮貯蔵場所の保安距離の確保、関係者によるタンク内部の圧力・温度調査実証試験による安全性の確認、また、万一の火災発生時における海水による消化活動体制の整備など、当事業には万全の体制が確保されている。従って、消防法上の規制の緩和ができれば、多大な経費を必要とする貯蔵施設の建設によるメーカーの競争力の低下を招き、大分港利用貨物が減少し、地域経済の発展に深刻なダメージを与える。	大分県	大分県	大分港大在コンテナターミナル物流活性化構想	・現在国内で唯一の二酸化炭素製造メーカーである日本硫炭工業(株)大分工場で製造されている二酸化炭素は、国内は専用船、輸出は150コンテナで輸送されており、輸出については、20Fタンクコンテナで台湾に22本/月が大在コンテナターミナルから台湾に輸出されている。積載する船の入港までの2~3日間ターミナル内に仮貯蔵されるが、この状態が消防法上問題があるとされ、大分市消防局から基準に合致した屋内貯蔵所で保管するよう指導されている。タンクコンテナの安全性、仮貯蔵場所の状況、火災発生時の対応、製造メーカーの過去の実績等を勘案すれば、消防法上の厳格な規制は必要ないものと思料される。仮に屋内貯蔵所が必要となれば、多大な建設コストや負担者の問題が発生し、メーカーにも相当の負担が発生し、輸出商品の価格競争力が低下し、ひいては大在コンテナターミナルの利用貨物低下が懸念されるため、規制の緩和を求める。
1223	12231060	滞在型農園付住宅(クラインガルテン)・農家民宿などの許認可条件の緩和措置	火災報知機など消防設備の適用除外	耕作放棄農地や空家となった農家を有効利用し地域農家の自立支援を図る	中山間地農家の自主自立を図る為には今残っている農家のやる気を起こさせるか、新たな人を外部から入れその地域の魅力を再認識する仕掛けなどが重要です。自分の故郷の素晴らしさを認識する仕掛けです。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES 21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1248	12481010	コンビナートの危険物製造所等の「警報設備」の設置基準の緩和	消防法のうち「危険物の規制に関する政令」で規定する「警報設備」の設置基準を、「無線機」の配備状況に応じて緩和する。	消防法の規定により、危険物の指定数量の倍数が10倍以上の製造所等(移動タンク貯蔵所を除く)のうち屋外貯蔵タンクでは、次の何れかの警報設備を設置する必要がある。(タンク1基につき下記のいずれか1つ以上) 1. 消防機関に報知できる電話 2. 非常ベル装置 3. 拡声装置 4. 警鐘 現状、多くの石油コンビナート事業所においては、消防法で規定する警報設備以外に、迅速且つ正確な連絡のために、現場で業務する従業員に無線機を常時携帯させ、計器室との連絡に使用している。これらを踏まえ、コンビナートの屋外タンク貯蔵所に関しては、無線機の配備状況に応じて「危険物の規制に関する政令」で規定する「警報設備」の設置数を削減する。	コンビナートの現場業務従業員は、常時、人のいる計器室(24時間対応)と連絡できる「無線機」を携帯しており、非常時の場合には、固定式の警報設備を使用するとともに、「無線機」での計器室への通報も行っている。また、危険物の屋外タンク貯蔵所は大型のものになると内径が数十メートルあり、固定の警報設備に行き着くまでかなりの時間を費やすこととなる。さらに、既存の警報設備に関しては、老朽化に伴い維持管理費が年々増加している。以上により、次の要件を満たす無線機を配備する屋外タンク貯蔵所においては、無線機の配備状況に応じて「危険物の規制に関する政令」で規定する「警報設備」の設置数を削減し、現場の安全体制の実情に応じた運用を図ることを提案する。 1. 防爆構造とし、危険物漏洩時等の際に着火源とならない構造であること。 2. 計器等に影響を及ぼさないものであること。	千葉県	千葉県	千葉臨海コンビナート活性化特区	4つの石油・石油化学コンビナートがある千葉臨海コンビナートは、本県工業の中核地域であるが、近年、設備投資の低下が顕著で、将来、地域産業の競争力低下が懸念される。企業の国際競争力の強化を図るためには、生産・物流・研究活動などの面で企業の合理的な活動に影響を与えている各種規制を見直し、「千葉臨海コンビナート活性化特区」を拡充する必要があり、消防法上の「警報設備」について、以下の提案をする。 「コンビナートの危険物製造所等の警報設備の設置基準の緩和」

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1251	12511010	合掌造り劇場における誘導灯に関する基準の特例適用	合掌造りを活かした芸術性の高い劇場においては、芸術性を損なう誘導灯及び誘導標識について、次の要件を満たす場合には、当該劇場の誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しない。 (要件) 1、小規模建築物であり、客席は1階のみで150㎡以下である。 2、避難口が2以上あり、容易に避難・救助が可能な構造である 3、屋外に避難した観客を安全に誘導・待機させる場所が確保される。	誘導灯に代えて一定の安全措置を講ずることにより、利質の舞台芸術空間のもつ芸術性をさらに高め、国内外に向け、舞台芸術の聖地利質をアピールし、より質の高い劇場を芸術家と観客に提供し、世界一流の舞台芸術による国際文化交流を推進する。	利質芸術公園における合掌造りの舞台芸術空間においては、舞台芸術のみならず、劇場そのものも芸術である。 その舞台芸術空間において入場時から観客の視界に入る誘導灯は、作品を鑑賞する観客だけでなく、作品を創造し披露する舞台芸術家たちにも違和感を与え、芸術性の高い劇場にはそぐわない、という声が多い。 また、伝統的合掌造りを活かした劇場は、一般的な多目的ホール等とは違い、小規模な建築物であり、客席は1階のみである。また、客席から容易に避難可能な単純な構造である。 このことから、安全性を損なうことなく芸術性も損なわない誘導灯の代替措置をぜひ認めてもらいたい。	富山県	富山県、南砺市	舞台芸術特区TOGA	「演劇の利質」として国際的に知られる利質村で、これまでの実績を活かし、国際的な舞台芸術人材育成などの専門的な創造・教育事業や、「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間の創造など、世界の舞台芸術の拠点づくりに取り組む。このため、舞台芸術特区TOGAとして、外国人舞台芸術家の入国手続きの迅速化や在留資格の特例、合掌造りの劇場の芸術性をより高めるための消防法の規制緩和、建築基準法の緩和などを求めるものであり、世界一流の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として、富山から世界へ発信する。
1063	10631010	選挙人名簿の抄本の閲覧制限	商業主義による個人情報の収集・乱用防止のため、公職選挙法第29条第2項を改正し、選挙人名簿の抄本の閲覧に制限を設ける。	公職選挙法第29条第2項に規定する選挙人名簿の抄本の閲覧の目的、閲覧の範囲及び閲覧申請者を更に厳しく特定する。	住民基本台帳の大量閲覧によって、個人情報に商業目的に乱用され又、犯罪にも利用されている状況下、住民基本台帳と同様に閲覧できる事となっている選挙人名簿の抄本の閲覧を規制し、行政が率先して個人情報流出を阻止する。	神奈川県	神奈川県逗子市	選挙人名簿の抄本の閲覧制限	公職選挙法第29条第2項の規定の選挙人名簿の抄本の閲覧規定に、閲覧の目的、閲覧の範囲及び閲覧申請者の資格を明記し、閲覧条件を厳しくする。
1109	11091010	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の期間の緩和	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の期間は、最高裁判所裁判官国民審査法第26条により「審査の期日前7日から」とされているが、これを「告示日の翌日から」とし、衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票の期間と同期間とする。	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票を衆議院議員総選挙のその期間と同期間に実施する。	現在は、投票日の8日前までに衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票を行った有権者が同時に国民審査の期日前・不在者投票を実施できず、有権者に二度手間を強いることになり、また、病院等の指定施設においても、国民審査の不在者投票ができるようになるまで投票用紙等の交付請求を待たなければならない。選挙制度については、これまで投票時間の延長や投票手続きの簡素化など、有権者の投票の権利を行使しやすく制度が改善されており評価できるが、本国民審査についても国民が権利を行使しやすくなるよう改善する。 これにより、国民審査の期日前・不在者投票の期間が、衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票の期間と同じとなるため、有権者や施設管理者等の利便性が図られるとともに、選挙事務も効率化することができる。	岐阜県	岐阜県岐阜市	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の期間の緩和	最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票の期間は、最高裁判所裁判官国民審査法第26条により「審査の期日前7日から」とされているが、これを「告示日の翌日から」とし、衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票の期間と同期間とする。選挙制度については、これまで投票時間の延長や投票手続きの簡素化など、有権者の投票の権利を行使しやすく(制度が改善されており評価できるが、本国民審査についても国民が権利を行使しやすくなるよう改善する。これにより、国民審査の投票をしやすいこと、有権者や施設管理者等の利便性が図られるとともに、選挙事務も効率化することができる。
1116	11161010	選挙権年齢を「満二十年以上」から引き下げる	公職選挙法第九条を、次のいずれかの内容に改正する。公職選挙法第九条二項を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。公職選挙法第九条に以下の一項を追加する。構造特区の認定を受けた地方公共団体は、第二項の年齢満二十年以上の規定に関わらず、選挙権の年齢要件を満二十歳以下であれば自由に定めることができる。	の場合は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、投票できる年齢(選挙権年齢)を16歳に引き下げる。そうすることにより、全国で約604万人有権者が増え、政治の場に若者の意見を反映させることができ、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができる。また、この場合においては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳未満に引き下げられるようにする。世代間格差の是正のみならず、地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めることで、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。	現状 年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある / 住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」「12歳以上」などとする地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体) / 選挙権年齢を18歳以下としている国は149カ国(86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下意義・理由 地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めれば独自性を活かしたまちづくりが可能となる / 世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する / 全国で選挙権年齢を18歳以上となると約313万人、16歳以上となると約604万人有権者が増える / 義務教育において地域や国が抱える課題について深める授業が定められている / 選挙は政治参加の基本的かつ効果的な方法であり民主主義の土台 / 選挙権年齢はこれまで民法上の成人年齢と連動して議論されてきたが戦前の選挙権年齢は満25歳。民法が制定されたのは1896年であり民法第3条の規定は選挙権年齢を直接定めたものではない	東京都	特定非営利活動法人 Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	[内容]地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において地方公共団体の判断で 選挙権年齢を20歳以下に引き下げる 被選挙権年齢を20歳に引き下げる [提案背景] 年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある / 選挙は政治参加の基本かつ民主主義の土台 住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」など20歳未満に引き下げる地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体) 選挙権年齢を18歳以下としている国は149カ国(約86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1116	11161020	選挙権年齢を「満二十年以上」から引き下げる	地方自治法第十八条を、次のいずれかの内容に改正する。地方自治法第十八条を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、別に法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。地方自治法第十八条以下の一項を追加する。＜二＞構造特区の認定を受けた地方公共団体は、前項の年齢満二十年以上の規定に関わらず、選挙権の年齢要件を満二十歳以下であれば自由に定めることができる。	の場合は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、投票できる年齢(選挙権年齢)を16歳に引き下げる。そうすることにより、全国で約604万人有権者が増え、政治の場に若者の意見を反映させることができ、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができる。また、の場合においては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳未満に引き下げられるようにする。世代間格差を是正のみならず、地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めることで、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。	現状、年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある。住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」「12歳以上」などとする地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体)／選挙権年齢を18歳以下としている国は149カ国(86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下意義・理由、地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めれば独自性を活かしたまちづくりが可能となる。世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。全国で選挙権年齢を18歳以上となると約313万人、16歳以上となると約604万人有権者が増える。義務教育において地域や国が抱える課題について深める授業が定められている。選挙は政治参加の基本的かつ効果的な方法であり民主主義の土台。選挙権年齢はこれまで民法上の成人年齢と運動して議論されてきたが戦前の選挙権年齢は満25歳。民法が制定されたのは1896年であり民法第3条の規定は選挙権年齢を直接定めたものではない	東京都	特定非営利活動法人 Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	[内容]地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳以下に引き下げる。被選挙権年齢を20歳に引き下げる。[提案背景]年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある。選挙は政治参加の基本かつ民主主義の土台。住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」など20歳未満に引き下げる地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体)。選挙権年齢を18歳以下としている国は149カ国(約86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下
1116	11161030	被選挙権年齢を「満二十年以上」に引き下げる	公職選挙法第十条の三～六を以下のように改正する。＜三＞都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で、年齢満二十年以上の者。＜四＞都道府県知事については年齢満二十年以上の者。＜五＞市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十年以上の者。＜六＞市町村長については年齢満二十年以上の者	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において立候補できる年齢(被選挙権年齢)を20歳に引き下げる。そうすることにより、20代を代表する若者が政治の場に意見を反映させる可能性がこれまで以上に高まり、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができ、地方公共団体の活性化につながる。	少子高齢化が進んでいる昨今、今まで以上に政治の場に若者の意見を反映させることで、世代間格差を是正することが必要である。被選挙権年齢を20歳に引き下げることによって、議員もしくは長として直接的に政治に参加することが可能になり、若年世代の意見を政治に反映させられるようになる。また、たとえ立候補しても当選しなければ議員や長になることはできないため、若年世代を選択するかどうかは厳密に民意に委ねられる。	東京都	特定非営利活動法人 Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	[内容]地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳以下に引き下げる。被選挙権年齢を20歳に引き下げる。[提案背景]年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある。選挙は政治参加の基本かつ民主主義の土台。住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」など20歳未満に引き下げる地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体)。選挙権年齢を18歳以下としている国は149カ国(約86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下
1116	11161040	被選挙権年齢を「満二十年以上」に引き下げる	地方自治法第十九条を以下のように改正する。普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。＜二＞日本国民で年齢満二十年以上の者は、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。＜三＞日本国民で年齢満二十年以上の者は、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において立候補できる年齢(被選挙権年齢)を20歳に引き下げる。そうすることにより、20代を代表する若者が政治の場に意見を反映させる可能性がこれまで以上に高まり、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができ、地方公共団体の活性化につながる。	少子高齢化が進んでいる昨今、今まで以上に政治の場に若者の意見を反映させることで、世代間格差を是正することが必要である。被選挙権年齢を20歳に引き下げることによって、議員もしくは長として直接的に政治に参加することが可能になり、若年世代の意見を政治に反映させられるようになる。また、たとえ立候補しても当選しなければ議員や長になることはできないため、若年世代を選択するかどうかは厳密に民意に委ねられる。	東京都	特定非営利活動法人 Rights	選挙権・被選挙権年齢引き下げ特区	[内容]地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳以下に引き下げる。被選挙権年齢を20歳に引き下げる。[提案背景]年金・福祉・環境・国際協調などの課題において世代間格差を是正する必要がある。選挙は政治参加の基本かつ民主主義の土台。住民投票条例の投票年齢規定を「18歳以上」「15歳以上」など20歳未満に引き下げる地方公共団体が増加(2003年6月現在29自治体)。選挙権年齢を18歳以下としている国は149カ国(約86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下
1166	11661010	満18歳以上の市民への地方参政権付与	満18歳以上の市民の市政参加の道を拓くため、地方参政権を付与する	若年世代の政治参加を促す。これにより、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、有権者人口の世代間の偏在を解消するとともに、市政に、地域の主要な担い手である若年世代の意見を反映させる。	選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取り扱いの検討が必要であり、また、選挙権年齢の在り方が選挙の基本にかかわる問題であることから、各党各会派において十分に議論されることが必要との見解が出されているが、本件は、地域を限定した構造改革特区での選挙権年齢の引き下げを行うこととされており、各党各会派の議論を促すための素材(実例)となるものである。また、民法上の成人年齢や刑事法での取り扱いと選挙権年齢とは必ずしも一致している必要はないと考える。本市においては、既に若年世代がまちづくりや市民活動に積極的に参加しており、満18歳以上の市民に地方参政権を付与することは何ら支障や課題がなく、当然に有しているべき権利を保障するものである。	広島県	三次市	若い力で"みよし"を改革特区	広島県北部の中山間地域に位置し、過疎・少子高齢問題を抱える本市においては、中学生・高校生を含む若年世代が地域の主要な担い手となっている。具体的には、市平和非核都市宣言の草稿や市総合計画の策定、市町村合併記念誌の編集等、あらゆる場面で若年世代の積極的な参加を推進している。一方、本地域は、市民の政治参加の意識が高く、平成16年4月18日に執行された三次市長選挙は投票率78.34%と高い。このことから、「まちづくり」及び「政治」への参加意識が高い本地域において、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることで、市政に若年世代の意見を反映させる。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1307	13071010	選挙権年齢を「満二十年以上」から「満十六年以上」に引き下げる	公職選挙法第9条と地方自治法第18条を、それぞれ以下のように改正する。 公職選挙法第九条二項を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 地方自治法第十八条を以下のように改正する。日本国民たる年齢満十六年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、別に法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、投票できる年齢(選挙権年齢)を16歳に引き下げる。そうすることにより、全国で約604万人有権者が増え、政治の場に若者の意見を反映させることができ、世代間格差を是正し、政治意識を高めることができる。	(2:現状) 年金・福祉・環境・国際協調・市町村合併などの課題において世代間格差を是正する必要がある。若年層の投票率低下に懸念が示されている中、市町村合併などをテーマとした「住民投票条例」においてはその投票できる年齢要件を「18歳以上」「15歳以上」「12歳以上」などと定める地方公共団体が増えている。(2003年6月現在29自治体) 世界173か国中選挙権年齢を18歳以下としている国は149か国(86%)で日本以外の主要先進国はすべて18歳以下としている (3:意義) 構造改革特区制度とは、様々な法律による規制を局部的に緩和し、その効果効用を確認して全国的に緩和するかを検討する制度である。その際、局部的という性質上各地方の自主性・独自性が重要である。地域の実情に合わせて選挙権年齢を定めれば地域の独自性を活かしたまちづくりが可能となり、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。 全国で選挙権年齢を16歳以上とすると約604万人有権者が増え、より幅の広い意見の反映し、政策偏向の是正を期待できる。 義務教育においては地域や国が抱える課題について深める授業が定められている。 そもそも選挙は政治参加の基本的かつ効果的な方法であり民主主義の土台 国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要があるため、先行実施することにより効果効用が確認でき、議論促進が期待できる。 「住民投票条例」において投票年齢を「18歳以上」「15歳以上」「12歳以上」と定めている地方公共団体では、「行政参加」はできるが「政治参加」はできないという矛盾を是正する	東京都	若者のための公開討論会を実現する市民の会 市民シンクタンク・ミッション・バンド	若者のための政治特区構想	[内容]地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において地方公共団体の判断で 選挙権年齢を16歳に引き下げる。 選挙期間中におけるインターネットを利用した選挙活動を解禁する。 地方公共団体の長を選出する選挙では、最低1回公開討論会を実施する。 [提案理由]若者が政治・選挙を身近に感じるきっかけを増やすことにより、日本の問題・地域の問題への認識を高め、よりよい世の中づくりに参画する意欲・気運を作る。またこれら選挙に関する法律改正は、国政での議論も欠かせないが一向に進展の様子が見られない。そこで構造改革特区制度で効果を計るべきである。
1140	11401010	期日前投票宣誓書の緩和	期日前投票宣誓書から期日前投票事由の項目を削った宣誓書、又は宣誓書に代え運転免許証や健康保険証で対応できるようにする。	期日前投票宣誓書から期日前投票事由の項目を削った宣誓書、又は宣誓書に代え運転免許証や健康保険証で対応できるようにし、投票しやすい環境をつくり、選挙人の利便を図るとともに、投票率の向上を目指す。	公職選挙法及び農業委員会等に関する法律に基づく期日前投票を行うには、氏名、住所、期日前投票事由等を記載した宣誓書を提出しなければならない。宣誓書の作成、期日前投票事由の記載に対する抵抗感があり、投票に行きづらいとか、期日前投票事由を記載することに疑問をもつ選挙人や苦情を申し立てる選挙人が多いことから、期日前投票事由を削った宣誓書、又は宣誓書に代え運転免許証や健康保険証で対応できるようにし、投票しやすい環境をつくる。	埼玉県	埼玉県川口市	期日前投票宣誓書の緩和	期日前投票宣誓書から期日前投票事由を削った宣誓書、又は宣誓書に代え運転免許証や健康保険証で対応できるようにする。
1141	11411010	ポスター掲示場の増設	ポスター掲示場を国の基準以上に設置できるようにする。	ポスター掲示場を国の基準以上に設置できるようにし、市街地と郊外の選挙人が同レベルでポスター掲示場を目にすることができるようにし、投票率の向上を目指す。	公職選挙法に基づくポスター掲示場の設置については、国の基準により投票区の選挙人名簿登録者数及び面積に応じて設置箇所数が決められている。しかし、市街地と郊外地では選挙人名簿登録者数や面積に開きがあり、ポスター掲示場の設置密度が大きく異なるため、郊外地の選挙人がポスター掲示場を目にすることが市街地に比べ比較的に低いといわれている。	埼玉県	埼玉県川口市	ポスター掲示場の増設	郊外地の選挙人がポスター掲示場を目にしやすくするために、ポスター掲示場を増設できるようにする。
1143	11431010	投票場所(投票所)の緩和	投票所をネットワーク化し、市内のどこの投票所でも投票できるようにする。	投票所をネットワーク化し、自己の属する投票区以外の投票所で投票することができるようにすることにより、投票しやすい環境をつくり、選挙人の利便を図るとともに、投票率の向上を目指す。	公職選挙法及び農業委員会等に関する法律に基づく選挙で、選挙当日に投票するには、自己の属する投票区の投票所で投票することになっている。しかし、選挙人にとっては、当該投票所が一番利用しやすいとは限らない。例えば、隣接地の投票区の投票所が近い場合や、勤務地が他の投票区に属している場合がある。	埼玉県	埼玉県川口市	投票場所(投票所)の緩和	投票所をネットワーク化し、市内のどこの投票所でも投票できるようにする。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1144	11441010	投票所入場券の早期交付	投票所入場券を期日前投票の開始時期までに選挙人に届くように交付する。	投票所入場券を期日前投票の開始時期までに選挙人に届くようにすることにより、投票しやすい環境をつくり、投票率の向上を目指す。	公職選挙法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令に基づく投票所入場券の交付は、公示又は告示日以後に交付するようになっているため、期日前投票が公示又は告示日の翌日から開始されるにもかかわらず、選挙人の手元に投票所入場券が届いていない状況である。一般的に選挙人は投票所入場券が届かないと当該選挙の選挙権があるかどうかかわからず、投票に行きづらいといわれている。	埼玉県	埼玉県川口市	投票所入場券の早期交付	選挙人が期日前投票制度の利用をしやすいするために、期日前投票の開始時期までに投票所入場券が選挙人に届くようにする。そのために、当該選挙人の選挙権を有する者の確定を公示又は告示日の前日ではなく、投票所入場券の郵送期間などを考慮した日に設定する。
1167	11671010	永住外国籍市民への地方参政権付与	永住外国籍市民へ市政参加のため、地方参政権を付与する。	永住外国籍市民へ地方参政権を付与することで、地域の一体感を醸成し、自主・自立の地域主権の確立に資するものである。	地方分権が進展する中において、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。また、積極的に地方分権を推進している本市が、50年後、100年後の三次市を創造していくために最も必要なことは、全市民の知恵と力の結集によるものであり、当然、永住外国籍市民の役割と期待は大きい。自主・自立の観点から地方選挙のあり方についても、地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿である。よって、本市がモデルケースとして、一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を保障することを求める。	広島県	三次市	共生推進三次特区	地方分権が進展する中において、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。また、積極的に地方分権を推進している本市が、50年後、100年後の三次市を創造していくために最も必要なことは、全市民の知恵と力の結集によるものであり、当然、永住外国籍市民の役割と期待は大きい。自主・自立の観点から地方選挙のあり方についても、地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿である。よって、本市がモデルケースとして、一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を保障することを求める。
1231	12311010	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストを頒布できる特区	公職選挙法第142条の2の規定を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために、当該候補者が直接発行するパンフレット又は書籍で市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものと、市の選挙管理委員会に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布することができるようにする。	現在国政選挙については、政党が国政に関する重要政策を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができるが、首長及び議会の議員の選挙においては文書図画の頒布は通常はがきについて一定部数認められているだけである。候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を示すことにより、有権者が政策の達成時期や数値目標を検証することが可能となり、市民の市政への参加を促し、市民が市政に対する理解を深めることにつながるようになる。したがって、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために、市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布することができるようにする。	現在国政選挙については、政党が国政に関する重要政策を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができるが、首長及び議会の議員の選挙においては文書図画の頒布は通常はがきについて一定部数認められているだけである。候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を示すことにより、有権者が政策の達成時期や数値目標を検証することが可能となり、市民の市政への参加を促し、市民が市政に対する理解を深めることにつながるようになる。したがって、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために、市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布することができるようにする。	岐阜県	岐阜県多治見市	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにマニフェストを頒布できる特区	現在国政選挙については、政党が国政に関する重要政策を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができるが、首長及び議会の議員の選挙においては文書図画の頒布は通常はがきについて一定部数認められているだけである。候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を示すことにより、有権者が政策の達成時期や数値目標を検証することが可能となり、市民の市政への参加を促し、市民が市政に対する理解を深めることにつながるようになる。したがって、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために、市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布することができるようにする。
1307	13071020	選挙期間中にインターネットを利用した選挙活動の解禁	公職選挙法第143条以下の内容を加える。 第一 インターネット等による文書図画の頒布の解禁 選挙運動のために使用する文書図画は、電子情報処理組織を使用する方法のうち他のいずれかに該当するものにより、頒布することができるものとする。 当該文書図画を頒布しようとする者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該文書図画を当該受信者の使用に係る電子計算機の映像面に表示させる方法 当該文書図画を頒布しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じ他人のアクセスに応じて送信し、当該文書図画を当該他人の使用に係る電子計算機の映像面に表示させる方法(第百四十三条の二関係) 第二 インターネット等における有料による候補者の氏名等の掲載の禁止 一人も、選挙運動のために、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を、有料で、第一の方法により頒布される文書図画に掲載させることができないものとする。(第百四十三の三関係) 二に違反した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処するものとする。(第百四十三条関係) 第三 インターネット等における氏名等の虚偽表示罪 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして第一の方法により通信をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処するものとする。(第百三十五條の五関係)	公職選挙法を左記のように改正し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、選挙期間中も候補者によるホームページ等インターネットを使用した選挙活動を可能とする。また、候補者の正式なホームページの周知を図るため選挙管理委員会は、ホームページで全候補者のURLのリストを公開する等の活動を行う。	インターネットは現在の情報化社会における情報収集手段として新聞・テレビなどと並ぶようになった。(H16年2月未現在、6284万人の利用者。財団法人インターネット協会ホームページより)一方、間接民主主義における政治参加の基本となる選挙の投票率は年々低下している。またその低投票率は地方公共団体の議会の議員及び首長の選挙で特に顕著である。その際、選挙に行かない理由の一つとして、候補者に関する情報不足が挙げられる。また、有権者が候補者の情報を得る主な手段としては、テレビ・新聞等のメディアが挙げられるがその性格上、国政選挙と比較して地方公共団体の選挙は扱いが小さくならざるを得ない。よって、地方公共団体の議会の議員及び首長の選挙時には、公示日以降もインターネットを利用した選挙活動(ホームページやブログ等の利用)を可能とし、有権者が、候補者情報を得やすくするべきである。これによって、政治参加の促進、有権者と候補者の直接対話の実現、お金のかからない選挙の実現など計りしれない効果がある。また、現行公職選挙法上、インターネットを利用した選挙活動が違法と解釈されている主な理由として、デジタルディバイド(情報格差)とインターネットの悪用が挙げられる。前者については、インターネットは、30代までの利用率が高く、60代以上の高齢者の利用率が低い。ただ、この提案の主な目的は、政治参加の促進を図ることであり、間接民主主義においては定量的には投票率でその効果を図ることとなるだろう。現在の投票率は「年齢+10%」と言われており、高齢者はその意味ではすでに政治参加を果たしており、多少の情報格差になろうとも、若い世代に候補者情報を届けるべきである。後者については、インターネットの匿名性により、誹謗中傷や候補者のなりすましが起こることを想定しているが、それについては、氏名等の虚偽表示罪を新たに設けることと選挙管理委員会にて候補者の正式なホームページやブログの周知を図ることによって解決できるものと考えられる。総務省が平成14年度に開催したIT時代の選挙運動に関する研究会でも選挙活動においてホームページを利用できるよう公職選挙法を改正するべきとの提言が出ているが、国政における議論は一向に進展の様子が無い。よって構造改革特区制度を利用し、その効果を計るべきである。	東京都	若者のための公開討論会を実現する市民シンクタンク・ミッションバンド	若者のための政治特区構想	[内容]地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において地方公共団体の判断で 選挙権年齢を16歳に引き下げる。 選挙期間中におけるインターネットを利用した選挙活動を解禁する。 地方公共団体の長を選出する選挙では、最低1回公開討論会を実施する。 [提案理由]若者が政治・選挙を身近に感じるきっかけを増やすことにより、日本の問題・地域の問題への認識を高め、よりよい世の中づくりに参画する意欲・気運を作る。またこれら選挙に関する法律改正は、国政での議論も欠かせないが一向に進展の様子が見られない。そこで構造改革特区制度で効果を計るべきである。

04 総務省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1307	13071030	地方公共団体の首長選挙において最低で一回の公開討論会を開催	公職選挙法第164条に以下の内容を加える。 地方公共団体の村首長選挙において最低で一回の公開討論会を開催。市民団体が開催しない場合は、選挙管理委員会、もしくは、明るい選挙推進委員会がこれを開催する。	公職選挙法を上記のように改正し、地方公共団体の村首長選挙において最低で一回の公開討論会を開催することを可能とする。公開討論会は、リンカーンフォーラム方式をもって、公平中立に行う。	<p>現状：現在、候補者や政党の主張を知るためには、街頭演説・選挙公報・政見放送・経歴放送・演説会(個人演説会、政党演説会・公開討論会・合同個人演説会)、国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等といった方法がある。一方、昨今(平成15年4月)の投票率を見てみると、知事選挙(統一地方選挙)においては52.63%、市町村長選挙では56.23%(参照：明るい選挙推進協会)と低い。若者の投票率は、約3割とさらに低くなる。様々な形態の選挙運動が行われているにも関わらず、またこうした現状を打破しようと活動をしている団体が数多くあるにもかかわらず、選挙率が一向に低い理由として、次の大きく3つの原因が考えられる。1) 若者の政治や社会に対する無関心、2) どうぞ選挙にいつてもかわらないというあきらめ、3) 候補者や政党のことがよくわからないといった情報不足。しかし、こういった状況が改善されない根本原因は、「制度的誘因の欠如」という、大きな法律の足かせに起因するのではないだろうか。</p> <p>公職選挙法が足かせに該当する。</p> <p>未来を担う若者が政治に関心を持つ、最も有効な手段の一つとして公開討論会が挙げられる。複数の候補者が一堂に会する公開討論会は、候補者の政策・人となりなどが比較しやすく、有権者に選択するための材料を提供することができる。1995年からNGOリンカーンフォーラムによる公平中立な公開討論会が開始。現在までに、900を超える公開討論会を開催している。驚くべきデータとして、公開討論会を開催すると、公開討論会が開催されなかった前回の選挙と比較して、「投票率が約10ポイント向上」したという98年の参議院選の統計結果がある(リンカーンフォーラムの分析結果)。また、2000年総選挙では、全国平均で投票率が2.9ポイント上昇したのに対し、公開討論会開催選挙区では3.6ポイント上昇し、さらに会場が満席になった選挙区に絞ると4.8ポイント上昇した。(同じリンカーンフォーラムの分析結果)よって、ここに、公開討論会を全国の地方公共団体の首長選挙で開催する意義があると考える。そもそも、法的には、公開討論会の開催は禁止されていないが、市民団体が金銭・労力・人材不足を理由に公開討論会を開催できない例が多々あった。故に、有権者が十分な情報を得られない状況で選挙にいかざるを得なかった、この状況を常に打破するために、公開討論会を最低一回は開催することを義務付けることが求められる。</p> <p>これが可能となれば、投票率の上昇、立候補者の政策内容の明確化による政策実行可能性の広がり、政治に無関心な有権者の減少などが具体的に見込まれるだろう。政治特区における一番の趣旨は、私たちが求める公職選挙法の改正によって得られる「効果」を測ることが、国民・政治家・官僚内で選挙制度についての議論が進む礎となる、ということである。効果とは、公開討論会が開催されなかった前回の選挙と公開討論会が開催された後の投票率の変化やアンケートなどによって把握できる市民の政治への関心度の変化を表す数値がまず一つ、もう一つは、選挙に当選した候補者のその後4年間に任務における、政策実行性(フィードバック)が上がるかどうかを、図るための初期データにあたる。さらに、効果を求める理由として、「選挙の基本に関わる問題に対しては国会の各政党会派で十分に議論がなされる」ためにも、提案が実現した場合に期待される。上記の効果を測ることなしには、議論が進まない。まさに、論より証拠が必要である。よって、特区において、効果を測ることが望ましい。</p>	東京都	若者のための公開討論会を実現する市民の会 市民シンクタンク・ミッションボンド	若者のための政治特区構想	<p>[内容]地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において地方公共団体の判断で 選挙権年齢を16歳に引き下げる。 選挙期間中におけるインターネットを利用した選挙活動を解禁する。 地方公共団体の長を選出する選挙では、最低1回公開討論会を実施する。</p> <p>[提案理由]若者が政治・選挙を身近に感じるきっかけを増やすことにより、日本の問題・地域の問題への認識を高め、よりよい世の中づくりに参画する意欲・気運を作る。またこれら選挙に関する法律改正は、国政での議論も欠かせないが一向に進展の様子が見られない。そこで構造改革特区制度で効果を計るべきである。</p>
1242	12421030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	<p>次に掲げる目的を達成するためには、地方独立行政法人に小中一貫校の管理を委託する必要がある。</p> <p>公立学校でありながら、私立学校ではない、新しい住民参加による学校運営が可能となる。 現行の学校教育法や私立学校法が規定する経営手法とは異なり、法人による公設民営方式により、住民参加・民間活力による学校運営が可能となり、私立学校、株式会社による学校運営などではなく公教育の改革、充実を期待する地域の教育ニーズに応えられる。</p> <p>民間活力を生かした新たな学校運営が行える。教職員の独自採用により、地域の教育ニーズに応えられる。</p> <p>学校運営が安定的に行える。 義務教育課程の学校の運営においては、学校運営が安定的かつ継続的に行えることが重要である。法人制度を活用することにより、義務教育の公平性、安定性を確保できる。</p>	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。</p> <p>管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。</p> <p>区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。</p> <p>当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>
1242	12421040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画の認可、年度ごとの業務実績の評価などは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	設立団体の長が持つ理事長を任命する権能及び中期目標の設定に、教育委員会が関与することで、義務教育課程における教育委員会の責務を果たす。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	<p>区立の「小中一貫校」を創設する。</p> <p>管理・運営は地方独立行政法人に委託し、理事会の設置により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。</p> <p>区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。</p> <p>当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる</p>